

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 6 年 4 月 1 2 日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
総務部長 佐藤 匡延（公印省略）

1. 調 達 内 容

- (1) 調達件名及び数量 国立研究開発法人水産研究・教育機構
マイナンバー取扱業務一式
- (2) 調達仕様 業務仕様書による。
- (3) 履行期間 業務仕様書による。
- (4) 履行場所 業務仕様書による。
- (5) 入札方法 入札金額は、マイナンバー取扱業務（収集業務、保管・廃棄業務、利用業務で取扱業務）の単価に予定数量を乗じた金額及びシステム利用にかかる費用を加えた2カ年分の総額を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競 争 参 加 資 格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成13年4月1日付け13水研第65号）第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等契約」の業種「情報処理」、「ソフトウェア開発」又は「その他」の資格保有者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (5) ISO/IEC27001又はISMS認証取得事業者であることを証明した者であること。
- (6) 政府情報システムのためのセキュリティ制度（ISMALP又はISMALP-LIU）に登録済または登録手続き中であることを証明したクラウドサービスを利用していること。

3. 入 札 説 明 書 等 の 交 付 方 法

競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等）の交付を受けること。

① 直接交付

神奈川県横浜市神奈川区新浦島町1-1-25
テクノウェイブ1006階
国立研究開発法人水産研究・教育機構
総務部調達課
電話 045-277-0133
FAX 045-277-0218

② 宅配便着払いによる交付

任意書式に「国立研究開発法人水産研究・教育機構
マイナンバー取扱業務一式入札説明書宅配便にて
希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号
を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

③ メールによる交付

げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。

(2) 公表する情報

上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

(5) その他

当機構ホームページ(契約に関する情報)に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認いただくとともに、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了解願います。

9. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文科科学大臣決定)に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」(URL: <https://www.fra.go.jp/home/keiyaku/koutekikenyuhifuseiboushi.html>)をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。公的研究費の不正防止関係書類(①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書)は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大いずれか1箇所には1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

業 務 仕 様 書

1. 件 名

国立研究開発法人水産研究・教育機構マイナンバー取扱業務

2. 業務の目的

本業務は、国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下「機構」という。）が、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「マイナンバー法」という。）に基づき、機構の役員・職員・契約職員（以下「職員等」という。）とその家族及び機構の要請により業務に従事する者（以下「外部委員等」という。）のマイナンバーの収集・保管・廃棄・利用に関する業務を行うにあたり、外部専門業者のリソースを活用し、安全性を確保した業務の遂行を実現することを目的とする。

3. 業務場所

請負業者指定場所及び機構各事業所（別紙1 事業所一覧のとおり）

4. 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

ただし、運用・利用は令和6年7月1日からとするため、準備は利用開始日までに整えること。

(1) システム利用準備期間

契約締結日～令和6年6月28日

(2) 運用・利用

令和6年7月1日～令和8年3月31日

5. 業務概要

(1) 業務の範囲

業務の目的を達成するため受注者が行う業務の範囲は、別紙2「概念図」のとおり「収集業務」、「保管・廃棄業務」、「利用業務」及び「導入支援業務」とする。

ただし、「利用業務」のうち、法定調書等手続き業務は請負業者が行うが、雇用保険関係手続き業務については、本調達の業務対象外とする。

(2) 利用対象者数等（概算）

i) 現在の登録者数：（保管業務）

※退職後7年保管者含む

①職員等：4,100名

- ②職員等の家族：2,700名
 - ③外部講師・委員等：550名
- 合計 7,350名

ii) 新規登録者見込数：（年間収集業務）

- ①職員等：250名
 - ②職員等の家族：100名
 - ③外部講師・委員等：50名
- 合計 400名

400名×2年間=800名

iii) 法定調書等手続き対象者数：（利用業務 令和4年度実績）

- ①給与支払報告書：2,241枚（提出先：251箇所）
- ②源泉徴収票：1,011枚
- ③報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書：21枚
- ④不動産の使用料等の支払調書：1枚

※予定数量は概算であり、契約期間内の業務量を保証するものではありません。

6. 業務内容

(1) 収集業務

- ①職員等やその家族、外部委員等（以下「対象者」という。）からマイナンバー及び本人確認書類（以下「マイナンバー等」という。）を収集すること。なお、収集に際しては以下に留意すること。
 - ・対象者向けのマイナンバー等の提供依頼文書は、機構と十分に打合せを行ったうえで送付すること。
 - ・マイナンバー等の収集方法は、紙媒体又はオンラインによる。なお、オンラインでの収集が可能な場合、紙媒体との比率は1：1の想定とする。

ただし、機構が紙媒体での収集を指示した場合には対応できること。収集にあたっては機構を経由せず請負業者が直接収集し、第三者が提出される情報に触れることのない仕組みを用いること。なお、機構が対象者のマイナンバー等を閲覧することがないことを条件に、送料削減のため、請負業者から示された収集方法を記載した書類（封筒含む）を別紙1に示すマイナンバー取扱担当者（以下「取扱担当者」という。）から対象者に配布することも可能とするが、回収については、請負業者が確実に行うこと。（この場合も、外部委員等については機構を経由せず請負業者が直接収集を行うこと。）
 - ・マイナンバー等の収集は、追跡記録が残る専用封筒を使用すること。
 - ・収集に必要な情報（氏名・住所・生年月日等の項目）については、機構から請負業者へ提供するものとし、情報の形態はExcelデータ等とする。なお、請負業者

は契約締結後、収集に必要な情報（氏名・住所・生年月日等の項目）を早期に機構へ伝えること。

- ・請負業者は、収集したすべてのマイナンバー等について、登録までの手続きを行うこと。
 - ・詳細な収集方法については、契約締結後、機構本部における総務部総務課担当者（以下「担当者」という。）と打ち合わせるものとする。
- ②サポートデスクを設置する等、対象者から円滑にマイナンバー等の必要書類を収集できる仕組みを構築すること。
- ・対象者に対して、収集手順等について、資料等を用いて必要な説明及び収集のサポートを行うこと。
- ③マイナンバー等の収集に際して、収集した確認書類等の廃棄は適切に行い証明書を発行すること。

（2）保管・廃棄業務

- ①令和6年3月31日までに収集済みのマイナンバー等を、担当者より請負業者へ電子媒体（CD-R等）で提供するので、機構からの提供後速やかに請負業者の管理する専用データベースに保管すること。なお、当該マイナンバーを収集した事業者が本業務を請け負う場合はこの限りではない。
- ②「6. 業務内容（1）収集業務」で収集するマイナンバー等を令和6年3月31日までに収集済みのマイナンバー等とともに、請負業者の管理する専用のデータベースにて保管すること。
- ・データベースの保管場所（以下「データセンター」という。）については、個人情報保護委員会が定めた特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）（平成26年12月18日制定（令和5年7月最終改正））（以下「ガイドライン」という。）に定められている十分な安全管理措置を講じていること。
- ③契約が終了した場合は、速やかにすべてのデータを機構へ提出すること。同時にサーバ内のデータを削除し、証拠書類やログ等を添付の上、報告すること。なお、令和8年4月1日以降、機構が本業務と同内容の調達を行い、当該調達について本業務の請負業者が契約相手方となった場合はこの限りではない。

（3）利用業務

- ・法定調書（給与支払報告書、源泉徴収票、報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書、不動産の使用料等の支払調書）の指定箇所へマイナンバーの出力を行い、行政機関へ直接提出、又は電子媒体（CD-R等）により機構へ提出すること。具体的な提出方法については契約締結後に機構と打ち合わせること。

（4）導入支援業務

- ① マイナンバー収集・保管・利用にかかるサービスの提供及び導入に向けた支援

を行うこと。

- ② データベースの利用方法や運用マニュアル等を提供すること。
- ③ 取扱担当者及びその補助者への説明・指導を行うこと。
- ④ 対象者に対し、マイナンバー等収集方法等の説明を行うこと。

(5) その他

- ・取扱担当者及びその補助者が必要に応じて請負業者が管理するデータベースにアクセスし、マイナンバー収集状況の確認や、雇用保険被保険者資格取得申請等業務の際に収集されたマイナンバーの参照が可能な仕組みを令和6年7月1日から使用できるように準備すること。
- ・マイナンバーのデータは、当該者の氏名以外の情報（職員番号やユニークキー、生年月日等）により照合できること。
- ・取扱担当者及びその補助者が請負業者の管理するデータベースへアクセスする際には、専用のIDとパスワード等を用い、アクセス者の特定・制限やログ確認が行える仕組みを構築していること。専用IDの数量は、35個程度とする。
- ・SSLによる通信の暗号化等、情報漏えい防止の仕組みを構築していること。
- ・そのほか、本仕様書に示す業務内容は、基本概要を示すものであり、請負業者は、業務を円滑に遂行するにあたり、ガイドライン及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）の基本方針に従い業務を行うものとする。

7. 個人情報保護に関する要件

- (1) 個人情報の保護に関する法律に基づき、個人情報の取り扱いに関する内部規程やマニュアルの作成等（漏洩等の防止策等）必要な措置を講じていること。また、契約の解除後及び契約期間満了後も同様の措置を講じること。
- (2) 個人情報の取り扱いに関して、過去に不適切な取扱いがないこと。また、不適切な取扱いがあった場合には、その後に改善策等がなされたことを請負業者において証明すること。
- (3) ISO/IEC27001 又は ISMS 認証取得事業者であること。
- (4) 情報の漏えい、改ざん、消去等が発生した場合及びシステム障害が発生した場合には、その内容の調査、影響範囲、復旧等について直ちに機構担当者に報告すること。
- (5) 請負業者が機密情報を外部に漏えいし、又は外部に持ち出したこと等に起因して機構が損害を被った場合、機構は請負業者に対して損害賠償を請求し、かつ機構が適当と考える必要な措置をとることができる権利を有する。

8. その他共通事項・禁止事項等について

- (1) 秘密保持義務

この契約による事務の処理に従事している者に対し、本業務に関して知り得た個人情報のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(2) マイナンバー等の目的外利用の禁止

この契約による事務に係る個人情報について、当該事務を処理する目的以外に利用してはならない。

(3) 事業所内からのマイナンバー等の二次使用・持ち出しの禁止

マイナンバーを保管するデータセンター等からのマイナンバー及び関連書類・データの二次使用・持ち出しを禁止する。

(4) 再委託について

請負業者が本業務の全部を一括して第三者に再委託することは禁止とする。ただし、本業務の一部について再委託する場合は、事前に機構の承認を得るものとし、請負業者は再委託先に対して本業務に係る契約書及び仕様書に定める事項を遵守させ、再委託先の業務履行、個人情報の管理及び情報セキュリティの取組について、適切な管理監督を実施すること。

(5) 漏えい事案等発生時の責任

以下に定める内容については、この契約の解除及び機構から請負業者へ損害賠償の請求をすることができる。

- ①この契約による事務を処理するために請負業者が取り扱うマイナンバーについて、請負業者の責に帰すべき理由による紛失及び二次使用や流出等の漏えいがあったとき。
- ②この契約による業務の目的を達成することができないと認められるとき。

(6) 従業員等に対する監督・教育義務

マイナンバー等の取扱いに対する情報セキュリティ教育を年1回以上実施すること。また、その実施結果については教育実施の都度、機構に報告を行うこと。

(7) 業務委託内容の遵守状況の報告

マイナンバー等を取り扱う事務について、機構の求めに応じ、管理状況の説明もしくは資料の提出をすること。

(8) マイナンバー等を取扱う従業員等の明確化

マイナンバーを取扱うための規程・規則・体制及び取扱者について、業務開始前に機構に報告を行うこと。またこれらについて変更があった場合はその都度機構に報告を行うこと。

(9) 実地監査調査等

機構が実施する監査及び調査を求めた場合は応じること。また、その内容や時期については、機構と請負業者が協議のうえ実施することとする。

- (10) 政府情報システムのためのセキュリティ制度（ISMAP 又は ISMAP-LIU）に登録済または登録手続き中であるクラウドサービスを利用すること。
- (11) 本仕様書に定めのない事項への対応
マイナンバー法の改廃、または業務内容に変更が生じた場合など、本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、都度、機構と請負業者が協議し対応を取り決めるものとする。

国立研究開発法人水産研究・教育機構 事業所一覧

実施事業所名	マイナンバー取扱担当者 (電話番号)	郵便番号	所在地
水産研究・教育機構本部	契約締結後必要に応じて連絡。 (以下同様)	221-8529	神奈川県横浜市神奈川区新浦島町1-1-25 テクノウェイブ100 6階
札幌庁舎		062-0922	北海道札幌市豊平区中の島2条2-4-1
釧路庁舎		085-0802	北海道釧路市桂恋116
塩釜庁舎		985-0001	宮城県塩釜市新浜町3-27-5
横浜庁舎		236-8648	神奈川県横浜市金沢区福浦2-12-4
新潟庁舎		951-8121	新潟県新潟市中央区水道町1-5939-22
廿日市庁舎		739-0452	広島県廿日市市丸石2-17-5
長崎庁舎		851-2213	長崎県長崎市多以良町1551-8
南勢庁舎		516-0193	三重県度会郡南伊勢町中津浜浦422-1
神栖庁舎		314-0408	茨城県神栖市波崎7620-7
開発調査センター		221-8529	神奈川県横浜市神奈川区新浦島町1-1-25 テクノウェイブ100 6階
水産大学校		759-6595	山口県下関市永田本町2-7-1
外部委員等			
取り纏め13区分			

概念図

